

## ◎新潟県教育委員会告示第9号

新潟県立学校臨時職員取扱規程（昭和58年6月新潟県教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。

令和3年4月30日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示、追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(年次有給休暇)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>2 臨時職員は、任用期間の更新又は<u>第4条第3項</u>による継続任用（以下「更新等」という。）の場合、更新等による通算の任用期間に応じた日数（既に取得済みの年次有給休暇の日数がある場合には当該日数を差し引いた日数）の年次有給休暇をとることができる。</p> <p>3 <u>第4条第4項</u>により、1年を超えて任用される場合にあっては、任用期間が1年を超えた日に、残りの任用期間に応じて前表に定める年次有給休暇をさらにとることができる。</p> <p>(病気休暇)</p> <p><b>第7条の2</b> 臨時職員は、次の各号の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、各号に掲げる期間中<u>有給</u>の休暇をとることができる。ただし、第2号<u>及び第3号</u>については、任用期間が6月以上（更新等により通算の任用期間が6月以上となる場合を含む。）である者に限るものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>結核性疾患</u>（勤務時間規則第14条第2号に規定するものをいう。）<u>必要最小限度の時間又は期間</u></p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げる以外の負傷又は疾病 <u>1年</u>において10日の範囲内の<u>時間又は期間</u></p> <p>(4) <u>療後休暇</u>（勤務時間規則第14条第4号に規定するものをいう。）<u>1月の範囲内で1日について4時間以内</u></p> <p>(介護休暇)</p> <p><b>第7条の3</b> 臨時職員は、介護休暇（勤務時間規則第16条に規定するものをいう。）を無給でとること</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>2 臨時職員は、任用期間の更新又は<u>第5条第2項</u>による継続任用（以下「更新等」という。）の場合、更新等による通算の任用期間に応じた日数（既に取得済みの年次有給休暇の日数がある場合には当該日数を差し引いた日数）の年次有給休暇をとることができる。</p> <p>3 <u>第5条第2項</u>により、1年を超えて任用される場合にあっては、任用期間が1年を超えた日に、残りの任用期間に応じて前表に定める年次有給休暇をさらに取ることができる。</p> <p>(病気休暇)</p> <p><b>第7条の2</b> 臨時職員は、次の各号の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、各号に掲げる期間中<u>無給</u>の休暇をとることができる。ただし、第2号については、任用期間が6月以上（更新等により通算の任用期間が6月以上となる場合を含む。）である者に限るものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる以外の負傷又は疾病 <u>一の採用期間</u>（更新等の期間を含む。）において10日の範囲内の期間</p>

ができる。ただし、期間が6月以上（継続によって当初の任用期間から引き続いて6月以上となる場合を含む。）である者に限る。

要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに3回を超える、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間とし、時間を単位とする場合は、1日を通じて4時間以内で、原則として、始業の時刻から連続し又は終業の時刻まで連続した時間とする。

#### （介護時間）

**第7条の4** 臨時職員は、介護時間（勤務時間規則第16条の2に規定するものをいう。）を無給でとることができる。ただし、期間が6月以上（継続によって当初の任用期間から引き続いて6月以上となる場合を含む。）である者に限る。

要介護者の各々が、介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する3年の期間内（介護休暇の取得可能期間と重複する期間を除く）において1日につき2時間以内で、原則として、始業の時刻から連続し又は終業の時刻まで連続した時間とする。

なお、取得単位は勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分とする。

#### （特別休暇）

**第8条** 臨時職員は、定数内職員の例により、特別休暇（勤務時間規則第15条第1項第22号（リフレッシュ休暇）に規定するものを除く。）をとることができる。

#### （服務）

##### 第10条（略）

2 臨時職員は、校長の立ち会いのもとにおいて、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年新潟県条例第20号）第2条に規定する宣誓書に署名し、当該宣誓書を校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。

#### 別記

##### 第2号様式

（略）

新潟県立 学校長 氏名  
臨時職員の任用について（内申）  
(略)

#### （特別休暇）

**第8条** 臨時職員は、定数内職員の例により、特別休暇（勤務時間規則第15条第1項第21号（リフレッシュ休暇）に規定するものを除く。）をとることができる。ただし、出産に係る特別休暇については無給とし、その期間中は、いかなる給与も支給しない。

#### （服務）

##### 第10条（略）

2 臨時職員は、校長の立ち会いのもとにおいて、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年新潟県条例第20号）第2条に規定する宣誓書に署名、押印し、当該宣誓書を校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。

#### 別記

##### 第2号様式

（略）

新潟県立 学校長 氏名  
臨時職員の任用について（内申）  
(略)

職印